

広第148号
務第285号
令和8年3月24日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察マスコット取扱要綱の制定について（通達）

岐阜県警察のマスコットについては、これまで「新たな岐阜県警察シンボルマスコットの運用について」（令和3年3月3日付け広第130号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、岐阜県警察のマスコットを適正かつ円滑に活用し、より効果的な広報を実施すべく、新たに別添のとおり「岐阜県警察マスコット取扱要綱」を定め、令和8年3月24日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

別添

岐阜県警察マスコット取扱要綱

1 目的

この要綱は、岐阜県警察におけるマスコットを県下で統一した基準により運用し、効果的な広報に活用するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱に定める用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア シンボルマスコット

総務室広報県民課（以下「広報県民課」という。）が管理し、岐阜県警察を象徴するマスコットをいう。

イ サブマスコット

各所属が作成したマスコットをいう。

3 シンボルマスコットの名称等

(1) 名称

シンボルマスコットの名称は、「RAI（ライ）」及び「REN（レン）」とする。

(2) 制式

シンボルマスコットの外観及び設定並びに着ぐるみ、ぬいぐるみその他の物品（以下「備品」という。）の基準（以下「制式」という。）は、シンボルマスコットの制式（別図1）のとおりとする。

4 サブマスコットの名称等

(1) 名称及び制式

サブマスコットの名称及び制式は、サブマスコットの一覧（別図2）のとおりとする。

(2) 新規作成

ア 所属長は、新たにサブマスコットを作成・運用しようとするときは、サブマスコット追加・変更申請書（別記様式第1号）により、総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に申請するものとする。

イ 広報県民課長は、当該申請に係るサブマスコットが岐阜県警察のイメージアップを図り、広報活動の効果的な推進に資すると認めるときは、当該申請を許可し、サブマスコットの一覧に加えるものとする。

(3) 変更

ア サブマスコットを作成した所属の長（以下「作成所属長」という。）は、当該サブマスコットの名称又は制式の一部を変更しようとするときは、サブマスコット追加・変更申請書により、広報県民課長に申請するものとする。

イ 広報県民課長は、当該申請に係るサブマスコットの変更内容が適切であり、過去及び将来にわたる広報に著しい影響がないと認めるときは、当該申請を許可し、その変更内容をサブマスコットの一覧に反映させるものとする。

(4) 廃止

ア 作成所属長は、作成したサブマスコットに関して、活用実態がない等の事由により運用を廃止しようとするときは、サブマスコット廃止申請書（別記様式第2号）により、広報県民課長に申請するものとする。

イ 広報県民課長は、当該申請に係るサブマスコットについて、その廃止が過去

及び将来にわたる広報に著しい影響がないと認めるときは、当該申請を許可し、サブマスコットの一覧から削除するものとする。

(5) 調査

ア 広報県民課長は、作成所属長に対して、サブマスコットの活用実態に係る調査を行うことができるものとする。

イ 広報県民課長は、1年以上の未使用期間があり、活用実態がないと認められるサブマスコットについて、その活用を促すものとする。

ウ イの規定によっても、サブマスコットの活用が認められないときは、広報県民課長は、当該サブマスコットの作成所属長に対して、(4)の廃止を協議するものとする。この場合において、広報県民課長と作成所属長との間で廃止を合意したときは、広報県民課長は、当該サブマスコットをサブマスコットの一覧から削除することができるものとする。

5 使用基準

(1) シンボルマスコット及びサブマスコット（以下「シンボルマスコット等」という。）は、原則として、岐阜県警察及びその活動に対する県民の理解と協力を得ることを目的に運用するものとし、平素の警察活動をはじめ、各種行事及び県民との交流の機会において有効かつ適正に使用するものとする。

(2) シンボルマスコット等の使用に当たっては、そのイラストを広報資料、事務用品、看板類、記念品、玩具類その他広報活動に資する物品に掲載し、又はその備品を各種広報活動の場で用いることができるものとする。

6 備品の貸借手続

(1) シンボルマスコットの備品

広報県民課が管理するシンボルマスコットの備品を借用しようとする所属の長は、広報県民課長に対し、当該借用の依頼及び必要な調整を図るものとする。

(2) サブマスコットの備品

サブマスコットの備品を借用しようとする所属の長は、当該サブマスコットの作成所属長に対し、当該借用の依頼及び必要な調整を図るものとする。この場合において、備品を借用しようとする日程と当該サブマスコットを作成した所属が備品の使用を予定する日程が重なるときは、後者を優先しなければならない。

(3) 修繕の責任範囲

備品の貸借に関して、備品を借り受けた所属が当該備品を破損するなど、その修繕が必要となる事由が生じたときは、当該備品を貸し出す所属の長がその責任を負うものとする。ただし、当該事由について、備品を借り受けた所属に故意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

7 シンボルマスコット等の使用上の留意事項

(1) シンボルマスコット等の使用に当たっては、岐阜県警察の品位を損なわないように十分配慮すること。

(2) 各種広報活動に当たっては、シンボルマスコットを積極的に活用すること。

(3) 特定の団体及び個人の宣伝又は不当な目的に利用されないようにすること。

(4) 警告書、呼出状その他職権を行使するための文書には使用しないこと。

8 部外使用

(1) 申請の受理

ア 広報事務を担当する警察職員（広報県民課長を除く。以下「広報担当者」という。）は、岐阜県警察以外の機関・団体又は個人（以下「部外申請者」とい

う。) からシンボルマスコット等のイラストを使用したい旨の申出を受けたときは、部外使用申請書(別記様式第3号)により、その申請を受理するものとする。

イ 広報県民課以外の所属に属する広報担当者は、部外使用申請書を受領したときは、当該部外使用申請書を広報県民課に属する広報担当者に送付するものとする。

ウ 広報県民課に属する広報担当者は、部外使用申請書を受領したときは、部外使用管理簿(別記様式第4号)により、当該申請に係る管理番号を取得するとともに、当該部外使用申請書を広報県民課長に提出するものとする。

(2) 申請の承認

ア 広報県民課長は、(1)の申請が警察業務の運営上有効かつ適切であると認めるときは、部外使用承認書(別記様式第5号)により、これを承認するものとする。この場合において、警察業務の中立性・公正性の確保その他警察業務の運営上必要があると認めるときは、必要な条件を付して承認するものとする。

イ シンボルマスコット等のイラストの使用承認期間は、使用開始日から起算して最長5年とする。

(3) 申請の取消し

広報県民課長は、部外使用承認書の交付を受けた部外申請者が当該部外承認書により付した条件に違反したときその他当該使用が警察業務運営上不適切であると認めるときは、部外使用承認取消書(別記様式第6号)により承認を取り消すものとする。

(4) 取扱状況の記録

ア (1)から(3)までの手続ごとに所定の事項を部外使用管理簿に記載すること。

イ 部外使用管理簿の「取扱者」欄にあつては部外使用申請書を受領し、又は部外使用承認書若しくは部外使用承認取消書を交付した広報県民課に属する広報担当者が、「確認者」欄にあつては広報県民課長が各手続の取扱状況を確認の上、それぞれ署名又は押印すること。

附 則(令和8年3月24日付け広第148号ほか)

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

別図 1

シンボルマスコットの制式

	
設	○RAI（ライ）【左のマスコット】 パトカーや雷鳥（県の鳥）をモチーフとしたロボット。額に雷鳥及びパトランプを表現、脚部は長良川を表現した色 身長：1 m50cm 体重：120kg 出力：20万馬力 種別：警察業務支援型ロボット 性格：優しく温和。任務に赴けば正義感と行動力で市民を守る。 少しおっちょこちょいな個性もある。
定	○REN（レン）【右のマスコット】 パトカーや蓮華（県の花）をモチーフとしたロボット。額に蓮華及びパトランプを表現、脚部は大地を表現した色 身長：1 m50cm 体重：120kg 出力：20万馬力 種別：警察業務支援型ロボット 性格：優しく涙もろい。任務に赴けば正義感と素早さで市民を守る。 真面目過ぎて融通の利かない一面もある。
備 品	着ぐるみ、バックボード及びアクリルスタンド

別図 2

サブマスコットの一覧

1	 連れ去り防止教育 マスコットキャラクター「ぽぽんた」	名 称	ぽぽんた
		設 定	幼児等連れ去り事案未然防止教育班「たんぽぽ」を逆読みして命名 「ぽぽんた」の名称からイメージしやすいたぬきをモチーフとしている。 「たんぽぽ班」の象徴であるたんぽぽの花と防犯笛を身に着けている。 体長：メロン3個分 体重：メロン2個分 年齢：6歳 種別：たぬきの妖精 性格：子どもが大好きで、子どもの安全を常に願っている。防犯笛を常に身に着けて、子どもたちが被害に遭わないように見守っている。 ※ イラスト使用時には、「連れ去り防止教育マスコットキャラクター「ぽぽんた」」のロゴを必ず入れること。
		備 品	なし
		作成所属	生活安全部少年課

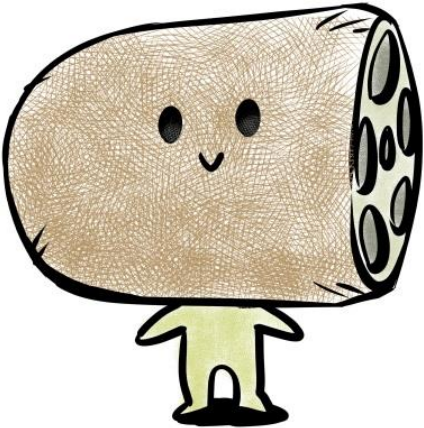
2		名 称	ちいた君
		設 定	走ることが大好きで、岐阜県内の高速道路を守るために走り回ってパトロールしている高速道路交通警察隊員 性格：優しく温和 しかし、任務中は機敏に動く頼れる存在 特徴：「チーター」のように速く走ることができるが、いつも安全走行で交通事故はゼロ
		備 品	バックボード
		作成所属	交通部高速道路交通警察隊

3		名 称	ちいこちゃん
		設 定	ちいた君の妹 お兄ちゃんと一緒に速く走ることができる。 パトカーの赤色灯のような赤い目を光らせて、高速道路の安全を守っている高速道路交通警察隊員 性格：穏やか 任務中は鋭い判断力を発揮
		備 品	バックボード
		作成所属	交通部高速道路交通警察隊

4		名 称	なかせんどうくん
		設 定	「中山道加納宿」から現れた旅人 事件・事故の危険を感じると現れ、守ってくれる。 一言：「地域のみんを泣かせんどう（中山道）！」
		備 品	着ぐるみ及びバックボード
		作成所属	岐阜南警察署

5		名 称	ワルサギくん
		設 定	スーツ姿に鳥のサギの頭という不思議な見た目をしている。 昔は悪いことを繰り返していたが、ある時「詐欺被害にあったじいちゃん、ばあちゃんが可哀想になった。」と心を改めた。 今では、お年寄りが被害に遭わないように呼びかけを行っている。 一言：「みんな、悪い詐欺に騙されるなよ！！」
		備 品	なし
		作成所属	岐阜北警察署

6		名 称	ひやくとおぼん ひやくじゅうろう 110番の110郎
		設 定	各務原市の新境川の堤防沿いにある「百十郎桜（ひやくじゅうろうさくら）」から名前を取った歌舞伎役者キャラ 子どもたちが大好きだが、子どもたちから怖がられるのが悩み 身長：170cm 特技：歌舞伎
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	各務原警察署

7		名 称	だまされんこん
		設 定	特殊詐欺撲滅に命を懸けた、れんこんの妖精 温厚で正義感が大変強い。 大きさについては、ある程度変化させることができるため、正式には不詳 一言：「「きんぴら」にしても美味しいよ。」
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	岐阜羽島警察署

8		名 称	カイヅマン
		設 定	海津市民の安心・安全を常に願い、飲酒運転根絶、犯罪抑止など、あらゆる犯罪から海津市民を守り、海津市民が平和に暮らせるために立ち上がったスーパーヒーロー カイヅマンの詳細については、誰も知らない。 うわさでは日頃、制服に身を包んで警察官として活動し、いざというときはカイヅマンに変身し、現場に駆けつけて解決してくれる。
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	海津警察署

9		名 称	ようたん
		設 定	養老町の有名な「孝子伝説」に出てくる瓢箪（ひょうたん）がモチーフになっている。 体、耳、鼻及び足は瓢箪で、養老の滝や牧田川をイメージしたマフラーを巻いている。 頭にはパトランプをのせて、左胸のバッジは、警察と養老・上石津の頭文字をあしらったバッジをつけている。 名前の由来は、養老警察署の「よう」と瓢箪の「たん」を合わせたもの 種類：「正義と愛の妖精だボン。」 誕生日：「1月10日（110番の日）だボン」 身長：「妖精だから大きくも小さくもなるボン。」 体重：「ひみつだボン。」 性格：「悪いことを絶対ゆるさないボン。」 特徴：「悪いことを見つけると、頭のパトランプが赤く光るボン。頭の栓を抜くとサイレンが鳴るボン。」
		備 品	ぬいぐるみ
		作成所属	養老警察署

10		名 称	水都マン ^{すい と}
		設 定	水の都「大垣」で湧き出る自噴水から生まれ、大垣警察署管内で活動中 清らかな水の力をまとった正義の守り手 あいさつと見守りを大切にしている。 パトロール中は、胸の「水マーク」が光り、街の安全を照らす。 身長：130cmくらい 体重：25kgくらい 性別：男の子 使命：みんなの街の「安全」と「安心」を守ること。 性格：やさしく誠実。街の小さな変化にも気づく心配りのヒーロー。悪は絶対、見逃さない！ 特技：夜間の見守り、交通安全・防犯の呼びかけ、地域イベントでの広報啓発活動 趣味：歴史、文化、自然めぐり及び利き水（複数の種類の水を飲み比べ、水源地や成分や味の違いを感じ取る。） 好物：水まんじゅう 好きな生きもの：ハリョ 一言：「水都守 影は流れて 犯罪なし」 （ 5 ・ 7 ・ 5 ） ～ 水の都に、安心のながれを ～
		備 品	着ぐるみ及びバックボード
		作成所属	大垣警察署

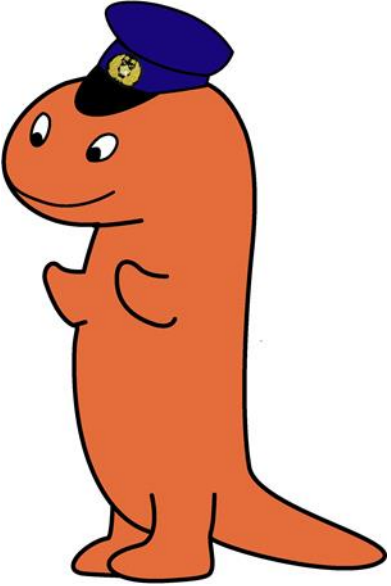
11		名 称	揖斐茶茶 ^{いびていちゃー}
		設 定	「揖斐茶」の「茶」に“ティー”チャー”とかけて命名された。 急須がモチーフになっている。 揖斐警察署の先生であり、「交通事故防止」「各種犯罪防止」の広報を行う。 種別：お茶の妖精 体重：新茶葉3袋分 体臭：お茶の香り 性格：お湯に入ると「陽気」に、冷水に入ると「クール」になる。
		備 品	なし
		作成所属	揖斐警察署

12		名 称	フリコマ戦士ガッタマン ^{せんし}
		設 定	ジュワッキ星から詐欺をなくすために地球へ舞い降りた正義の味方 はじめに地球に来たときは、アナログ電話機型だったが、一度故郷であるジュワッキ星に帰り、修行してスマートフォン型に進化した。 必殺技：① 「チョット・マッター」 だまされそうな人に手をつきだして、詐欺の被害を知らせる。 ② 「ヒヤクトウバン・ツウホウ」 たくさんの警察官を呼べる最強の必殺技 一言：「おかねの電話がかかってきたら、ガッタマンを思い出して、詐欺をうたがってね！」
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	北方警察署

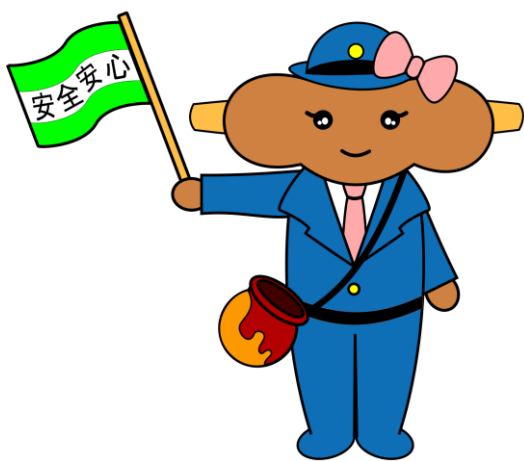
13		名 称	がたこちゃん
		設 定	23歳の新人警察官 山県市の治安を守り、地域を元気に明るくする。 髪型は山県市特産の利平栗、水色の瞳は美山地区に流れる清流をイメージしている。 一言：「相棒は、山の妖精「やまちゃん」です。」
		備 品	着ぐるみ及びバックボード
		作成所属	山県警察署

14		名 称	ぐじょうしんのすけ 郡上新之助
		設 定	郡上交通城城主、第8代交通安全将軍郡上吉宗 普段は、将軍であることを隠し、郡上市内で旗本の三男坊としてパトロール活動をしている。 種別：謎の妖精 座右の銘：至誠（しせい） 好きな言葉：「無事故・無違反」「勸善懲惡」 夢：交通事故のない郡上 得意技：① 交通ルールを守る子どもたちの英才教育 ② 市民への「夜光反射材」啓発活動 ③ 交通事故・違反防止の街頭活動 好きな食べ物：鮎の塩焼き、鶏ちゃん及び熟成ハム
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	郡上警察署

15		名 称	パトラ
		設 定	パトロール・ランニングから命名 顔はパトロールのPと郡上のGを表している。
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	郡上警察署

16		名 称	^{ぼうはん} 防犯ショウウオ
		設 定	犯罪の少ない街にしか生息できない特別天然 記念物
		備 品	ぬいぐるみ
		作成所属	郡上警察署

17		名 称	ごよう ごへい 御用の吾平
		設 定	中津川の名物である五平餅をイメージしている。
		備 品	バックボード
		作成所属	中津川警察署

18		名 称	たれみちゃん
		設 定	「御用の吾平」の妹 安心・安全の旗を掲げながら市民に防犯や交通安全を呼び掛ける。
		備 品	なし
		作成所属	中津川警察署

19		名 称	高山P助 たかやまびーすけ
		設 定	Policeの「P」、人助けの「助」から高山P助と名付けられた。 高山市民の危機を救うために、頭のバトランプを光らせていち早く現場に駆け付け、悪い人を捕まえる。 からくり人形のように、パカッと開く口がチャームポイント 足の速さ：50m/5.4秒（御用：ごよう！） 好きな食べ物：赤カブ、飛騨牛、朴葉味噌、漬物ステーキ及び飛騨リンゴ 趣味：古い街並みを散策することや逮捕術訓練 特技：悪い人を見つけて捕まえる。 性格：普段は穏やかな性格だが、いざというとき頼りになる。 口癖：「～やさ」「堪忍な」「だしかんさ！」
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	高山警察署

20		名 称	ひだきち
		設 定	飛騨の山奥の里からやってきた新人警察官 情に厚く、正義感が強い活発なおさるさん 飛騨地域の民間伝承「猿神」として今昔物語集に登場するニホンザルをイメージし、赤い隈取がりりしい印象を与える。
		備 品	着ぐるみ
		作成所属	飛騨警察署

総務室広報県民課長 殿

(所属長)

サブマスコット追加・変更申請書

対象マスコット名称		
イラスト	別添のとおり ※ イラストデータについては、JPEG（.jpg）又はPNG（.png）の形式で提出すること。	
設定		
備品		
処理結果 ※ 総務室広報 県民課が記入	採否	
	理由	

※ 追加又は変更の別により、不要となる表題の一部を二重線で削るなどの措置を施すこと。
変更申請の場合は、当該変更に係る必要な箇所のみ記入すること。
備品の欄については、具体的な物品名及びその個数を記載すること。

総務室広報県民課長 殿

(所属長)

サブマスコット廃止申請書

対象マスコット名称	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	

年 月 日

岐阜県警察本部総務室広報県民課長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

部外使用申請書

下記のとおり、シンボルマスコット等のイラストを使用したいので、申請します。
記

1 使用対象 ※ 使用したいシンボルマスコット等の名称を記載してください。

2 使用目的及び使用方法並びに数量

3 使用期間 ※ 5年を超えない範囲で記載してください。
年 月 日 ～ 年 月 日

4 連絡先（担当者、電話番号等）

5 添付書類 ※ レイアウト、スケッチ、原稿等を本書に添付してください。
別添のとおり

警察の信用を傷つけ、又は警察業務の中立性及び公正性に対する誤解を招くような方法その他警察業務の運営上不適切と認められる方法では使用せず、もし、そのような使用に該当するとして岐阜県警察から使用の中止を求められた場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

また、使用の承認を取り消したことにより損害が生じても、岐阜県警察に対してその賠償、補償等の一切の請求は行いません。

部外使用管理簿

管理番号	部 外 使 用 申 請 書 関 係					部 外 使 用 承 認 書 関 係				部外使用承認取消書関係		
	申 請 日	申 請 者	使 用 対 象	取 扱 者	確 認 者	承 認 日	使用期間	取扱者	確 認 者	取 消 日	取扱者	確 認 者
(記載例) R8-1	令和8年4月1日	株式会社マスコット 広 県 太 郎	R A I R E N	印	印	令和8年5月1日	令和8年6月1日から 令和13年6月1日まで	印	印	令和9年9月1日	印	印

※ 取扱者及び確認者欄には、署名又は押印すること。

様

岐阜県警察本部総務室広報県民課長

部外使用承認書

年 月 日付けで申請がありましたシンボルマスコット等のイラストの使用については、下記のとおり承認します。

記

1 管理番号

2 承認した内容

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 条件

様

岐阜県警察本部総務室広報県民課長

部外使用承認取消書

年 月 日付けで承認したシンボルマスコット等のイラストの使用については、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 取消しの対象となる承認

(1) 管理番号

(2) 承認した内容

2 取消理由